

施設系サービスにおける開設当初の人員基準について

平成 12 年老企第 40 号 第 2 の 1 <抜粋>

(5) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

②人員基準上満たすべき看護師等の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。）。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものとする。

(7) 新設、増床又は減床の場合の利用者数等について

人員基準欠如及び夜勤を行う職員の員数の算定に関しては、

イ 新設又は増床分のベッドに関して、前年度において 1 年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数等は、新設又は増床の時点から 6 月未満の間は、便宜上、ベッド数の 90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から 6 月以上 1 年未満の間は、直近の 6 月における全利用者等の延数を 6 月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から 1 年以上経過している場合は、直近 1 年間における全利用者等の延数を 1 年間の日数で除して得た数とする。

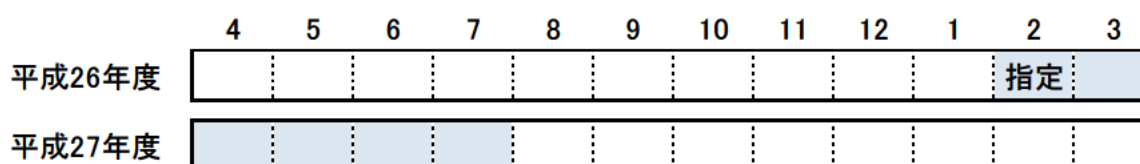
（中略）

また、短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護については、イ又はロにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

<例：平成 27 年 2 月 1 日指定 定員 80 名（8 ユニット）>

① 新規指定から 6 月間（平成 27 年 2 月～7 月）

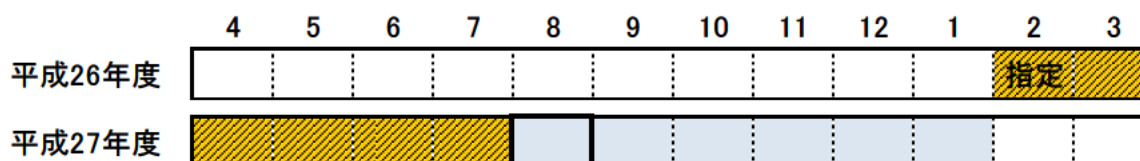
入居者数：実際の入居者数に関わらず、定員の 90%とする。（=72 名）



※定員の90%を入居者数とする。

② 新規指定から 6 月以上 1 年未満の間（平成 27 年 8 月～平成 28 年 1 月）

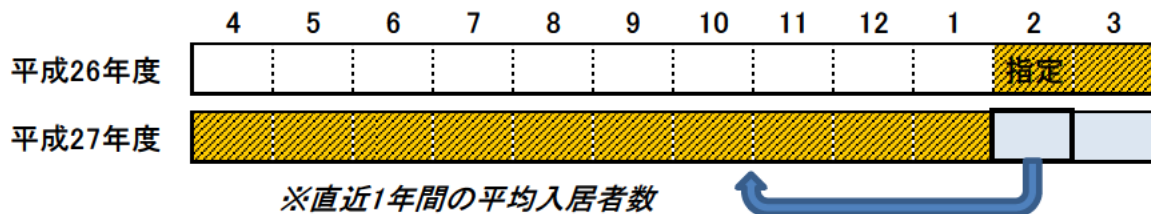
入居者数：直近 6 月間の平均入居者数とする。つまり、8 月については 2 月～7 月の平均、9 月については 3 月～8 月の平均・・・と 1 月ずつスライドしていくことに注意すること。



※直近6月間の平均入居者数

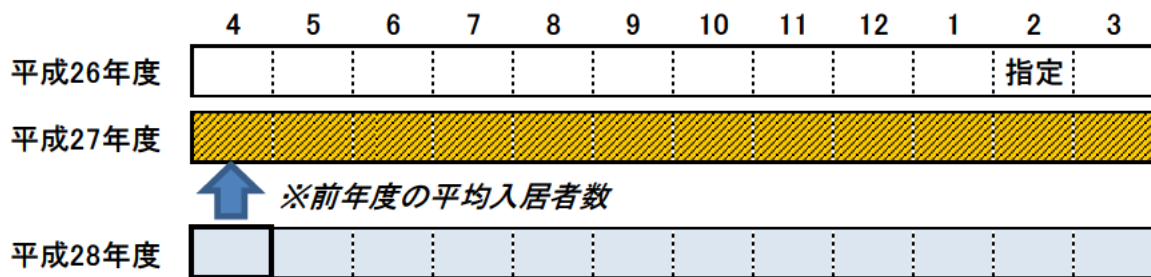
③ 新規開設から1年以上経過しているが、前年度において1年未満の実績しかない場合（平成28年2月～3月）

入居者数：直近1年間の平均入居者数とする。つまり、2月については平成27年2月～平成28年1月の平均、3月については平成27年3月～平成28年2月の平均・・・と1月ずつスライドしていくことに注意すること。



④ 前年度において1年間（4月～3月）の実績を有する場合（平成28年4月以降）

入居者数：前年度の平均入居者数とする。



上記の入居者数に対する人員基準（夜勤者を含む）を満たしていない場合は、人員基準欠如として減算又は指導等の対象となるのでご注意ください。